

参照条文

又は当該設備の保守点検を行う作業場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存すること。

イ 労働者の氏名

ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

ハ 一・三一プロパン等により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

四 一・三一プロパン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させる事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書（様式第十一号）に前号の作業の記録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。

2 第七条第一項及び第八条の規定は前項第一号の局所排気装置について、第七条第二項及び第八条の規定は同号のブッシュブル型換気装置について準用する。ただし、前項第一号の局所排気装置が屋外に設置されるものである場合には第七条第一項第四号及び第五号の規定、前項第一号のブッシュブル型換気装置が屋外に設置されるものである場合には同条第二項第三号及び第四号の規定は、準用しない。

（一・三一プロパンスルトン等に係る措置）

第三十八条の十九 事業者は、一・三一プロパンスルトン又は一・三一プロパンスルトンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「一・三一プロパンスルトン等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならぬ。

一 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備については、密閉式の構造のものとすること。

二 一・三一プロパンスルトン等により汚染されたぼろ、紙くず等については、労働者が一・三一プロパンスルトン等により汚染されることを防止するため、蓋又は栓をした不浸透性の容器に納めておき、廃棄するときは焼却その他の方法により十分除毒すること。

三 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備（当該設備のバルブ又はコツクを除く。）については、一・三一プロパンスルトン等の漏えいを防止するため堅固な材料で造り、当該設備のうち一・三一プロパンスルトン等が接触する部分については、著しい腐食による一・三一プロパンスルトン等の漏えいを防止するため、一・三一プロパンスルトン等の温度、濃度等に応じ、腐食しにくい材料で造り、内張りを施す等の措置を講ずること。

四 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備の蓋板、フランジ、バルブ、コツク等の接合部については、当該接合部から一・三一プロパンスルトン等が漏えいすることを防止するため、ガスケットを使用し、接合面を相互に密接させる等の措置を講ずること。

五 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備のバルブ若しくはコツク又はこれらを操作するためのスイッチ、押しボタン等については、これらの誤操作による、一・三一プロパンスルトン等の漏えいを防止するため、次の措置を講ずること。

イ 開閉の方向を表示すること。

ロ 色分け、形状の区分等を行うこと。ただし、色分けのみによるものであつてはならない。

六 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備のバルブ又はコツクについては、次に定めるところによること。

イ 開閉の頻度及び製造又は取扱いに係る一・三一プロパンスルトン等の温度、濃度等に応じ、耐久性のある材料で造ること。

ロ 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備の使用中にしばしば開放し、又は取り扱う設備のバルブ又はコツクについては、次に定めるところによること。（一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備（配管を除く。次号、第九号及び第十号において同じ。）との間に、二重に設けること。ただし、当該ストレーナ等と当該設備との間に設けられるバルブ又はコツクが確実に閉止していることを確認することができる装置を設けるときは、この限りでない。）

七 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備に原材料その他の物を送給する労働者が当該送給を誤ることによる一・三一プロパンスルトン等の漏えいを防止するため、当該労働者が見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示すること。

八 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業を行うときは、次の事項について、一・三一プロパンスルトン等の漏えいを防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行うこと。

イ バルブ、コツク等（一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備又は容器に原材料を送給するとき、及び当該設備又は容器から製品等を取り出すときに使用されるものに限る。）の操作

ロ 冷却装置、加熱装置、攪拌装置及び圧縮装置の操作

ハ 計測装置及び制御装置の監視及び調整

ニ 安全弁その他の安全装置の調整

ホ 盖板、フランジ、バルブ、コツク等の接合部における一・三一プロパンスルトン等の漏えいの有無の点検

ヘ 試料の採取及びそれに用いる器具の処理

ト 容器の運搬及び貯蔵

チ 設備又は容器の保守点検及び洗浄並びに排液処理

リ 異常な事態が発生した場合における応急の措置

ヌ 保護具の装着、点検、保管及び手入れ

ル その他一・三一プロパンスルトン等の漏えいを防止するため必要な措置

九 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場及び一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する屋内作業場の床を不浸透性の材料で造ること。

十 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する作業場又は当該設備を設置する作業場以外の作業場で一・三一プロパンスルトン等を合計百リットル以上取り扱うものには、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

十一 一・三一プロパンスルトン等を運搬し、又は貯蔵するときは、一・三一プロパンスルトン等が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装すること。

十二 前号の容器又は包装の見やすい箇所に一・三一プロパンスルトン等の名称及び取扱い上の注意事項を表示すること。

十三 一・三一プロパンスルトン等の保管については、一定の場所を定めておくこと。

十四 一・三一プロパンスルトン等の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、一・三一プロパンスルトン等が発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておくこと。

十五 その日の作業を開始する前に、一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及び一・三一プロパンスルトン等が入っている容器の状態並びに当該設備又は容器が置いてある場所の一・三一プロパンスルトン等による汚染の有無を点検すること。

十六 前号の点検を行った場合において、異常を認めたときは、当該設備又は容器を補修し、漏れた一・三一プロパンスルトン等を拭き取る等必要な措置を講ずること。

十七 一・三一プロパンスルトン等を製造し、若しくは取り扱う設備若しくは容器に一・三一プロパンスルトン等を入れ、又は当該設備若しくは容器から取り出すときは、一・三一プロパンスルトン等が漏れないよう、当該設備又は容器の注入口又は排気口に直結できる構造の器具を用いて行うこと。

十八 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示すること。

イ 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場である旨

ロ 一・三一プロパンスルトン等の人体に及ぼす作用

ハ 一・三一プロパンスルトン等の取扱い上の注意事項

ニ 使用すべき保護具

十九 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存すること。

イ 労働者の氏名

ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

ハ 一・三一プロパンスルトン等により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

二十 一・三一プロパンスルトン等による皮膚の汚染防止のため、保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること。

二十一 事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書（様式第十一号）に第十九号の作業の記録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。

（健康診断の実施）

第三十九条 事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

2 事業者は、令第二十二条第二項の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務を除く。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、別表第三の上欄に掲げる業務のうち労働者が常時従事した同項の業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

3 事業者は、前二項の健康診断（シアノ化カリウム（これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）、シアノ化水素（これをその重